

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について下記の者を指定納付受託者へ指定したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

川西市長 越田 謙治郎

記

1 指定納付受託者の住所及び名称

東京都文京区本郷3丁目33番5号

三菱UFJニコス株式会社

代表取締役社長 角田 典彦

2 指定納付受託者に納付させる歳入

市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）

国民健康保険税（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）

介護保険料（普通徴収）、保育所入所負担金、認定こども園保育料

幼稚園保育料、留守家庭児童育成クラブ育成料、保育所等給食費

学校等給食費

3 指定納付受託者による歳入の納付を開始させる期日

令和6年4月1日